

東京海上日動 2023年度 海事クレームに関する国際セミナー

弊社は、これまで毎年、本セミナーを開催し、海事の分野での最新の情報を皆様にお届けして参りました。今回は、以下講演を実施致します。

- 日時：2024年2月14日（水）
15:00～16:30（日本時間）
- 定員：400名

（定員を超えた場合、1社あたりのエントリー数を制限させていただく可能性がございます）

- 開催方法：オンライン形式（ZOOMを使用してのセミナーとなります）

「最近のイギリス海事判例の紹介と解説」

講師：森 荘太郎 弁護士（小川総合法律事務所）

日本の海事・渉外事件関係の専門家として多様な海事事件に対応されている小川総合法律事務所の森 荘太郎弁護士より「最近のイギリス海事判例の紹介と解説」というテーマで、最近、判決が下されたイギリス海事判例の中から、特に注目すべき事案について詳細な解説を含めた講演を行って頂きます。

～講演内容～

（1）“GIANT ACE”（2023年5月24日 イギリス控訴審判決）

貨物が誤揚げ（misdelivery after discharge）された場合においても、運送契約における1年の時効は有効となるか？

（2）“THE POLAR”（2021年12月1日 イギリス控訴審判決）

航海傭船者が船主の戦争保険等の割増保険料を支払い、船荷証券に傭船契約条項が摂取されている場合、B/L Holderは船主からの共同海損分担金請求を拒否できるか？

（3）“STAR ANTARES”（2023年11月10日 イギリスKBD判決）

船荷証券の条項に、“General Average shall be adjusted according to York-Antwerp Rules 1994, or any modification thereof,”と規定されている場合、適用されるのはYAR1994かYAR2016か？

（4）“ANNA DOROTHEA”（2023年1月24日 イギリスKBD判決）

定期傭船契約中のno deductions from hire条項（hire支払いから一切の差引きを認めない）について、傭船者はoff hireを理由にhireの支払いを拒否できるか？

（5）London Arbitration（2/2023）

中国の港において、Pilotの操船上の過失により本船が座礁したことにつき、船主がPilotの“incompetency”を理由に、港が非安全港であることを主張できるか？

【お申込み要領】

お客様ご自身にて、以下のQRコードをお読み取りいただき（またはURLへアクセスいただき）必要事項をご入力ください。

※お申込み締切日：**2024年2月1日（木）**

「2023年度海事クレームに関する国際セミナー」参加アンケート



QRコードがご利用いただけない場合、以下よりアクセスいただきますようお願いいたします。

[Formsアンケートリンク先](#)

【注意事項】

- ・ **お申込み頂いたメールアドレス宛に、ZoomアクセスID・PW、当日使用する資料、事前アンケートフォームを順次お送りいたします。2/7（水）までに届かない場合は恐れ入りますがお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。**
- ・ 当日は質問の受付ができないため、事前アンケートフォームをお送りいたします。皆様のご意見お待ちしております。時間の制約上、全ての質問にお答えできかねます点ご了承をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

東京海上日動火災保険株式会社
総合営業第二部 営業第二室

ご記入いただいた個人情報につきましては、東京海上日動火災保険株式会社、東京海上HDグループ各社および本セミナーの講師をお務めいただく各社グループにて本セミナーの運営および関連する情報提供のために利用し、その他の目的には一切利用することはありません。なお、本セミナー講師に対しては、ご参加者様のリストを提示させていただきます。